

『地域おこし協力隊』をご紹介します！

村の活性化と地域づくりに取り組みます！

◆地域おこし協力隊とは・・・

地方自治体が都市部の人材を受入れ、地域づくりや地域の活性化の担い手として地域に送り込み、あわせて協力隊員の定住を目指す取り組みです。

協力隊員の任期は3年間で、その間総務省から財政的な支援を受けることができます。協力隊員が3年の任期終了後も地域に定住できるよう、起業や就職に向けて本人が努力する一方で、自治体や地域もサポートしていく必要があります。

◆なぜ地域おこし協力隊が必要なのか・・・

これまで村や地域は、活性化のために様々な取り組みを行ってきました。しかし、人口減少に歯止めがかからず、村内各地域で限界集落化が進んでいます。このような状況から脱却し、いつまでも私たちの白川村が存続していくためには、現村民の皆さんの経験と情熱、そして新村民となる都市部の人材の視点・発想・ノウハウが必要です。

今回、2名の地域おこし協力隊を村に受入れ、私たちと共に村の重点課題の一つである南部地区の活性化に向け「南部地区活性化支援業務」を中心とした、村づくり・地域づくりに携わっていただきます。

今後、協力隊員の活動成果を踏まえ、全村にその活動範囲を拡大していくことを検討していきます。

◆地域おこし協力隊のお二人

- ・受入地区・・・南部地区
- ・主な業務・・・南部地区活性化支援業務

●氏名：柴原 孝治さん

●年齢：34歳

●住所：木谷
(名古屋市から転入)

●家族構成：妻、子二人(4歳、2歳)

●趣味：アウトドア全般・読書

●みな様へ：

壮大な自然に囲まれた世界遺産の白川郷がある白川村へ移住し、地域おこし協力隊として働ける機会を与えてもらったことを感謝し、楽しみにしています。また、私の小さい二人の息子達にとっては白川村が故郷となりますので、彼らが大人になった際にも現在の素晴らしい白川村の自然と人の心が維持・継承され続けるように微力ながらお手伝いできればと考えています。今後は村民の皆様との一期一会を大事にしつつ、自らの人間としての成長に繋げていきたいです。なお、人見知りしない性格なので、無礼な点が多々あるかもしれませんが、本人に悪気はありませんのでその旨ご理解頂ければ幸いです。(笑)



●氏名：高橋 淳さん

●年齢：27歳

●住所：平瀬
(東京都から転入)

●家族構成：独身

●趣味：写真撮影、ドライブ

●みな様へ：

白川村の皆さんはじめまして！
地域おこし協力隊として白川村に仲間入りさせていただいた高橋淳と申します。

自然豊かな白川村での生活に今からワクワクしているのですが、なにぶんわからない事だらけ。実際にこの村で生活していきながら、結の心や、伝統など、様々な事を学んでまいります。そして、これからの白川村での活動を皆さんと一緒に盛上げていきたいと思っております。

まだまだ経験が浅く、ご迷惑をおかけする事もあるかもしれませんが、しばらくは温かい目で見守っていただければ幸いです！よろしくお願い致します。



地域の皆さんと共に、地域の一員として、村づくり・地域づくりに取り組んでいただきます。皆さんよろしくお願い致します。

消費税「5%」が 引き上げられます

社会保障の安定財源の確保等を図るため消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりですので皆さんにお知らせします。

消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率を2段階で引き上げます。

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0%	1.7%	2.2%
合計		5.0%	8.0%	10.0%



* 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げ停止を含め所要の措置を講じます。

* 引き上げ後の税率は、経過措置※が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※主な経過措置

次に掲げるものは、税率引き上げ後においても契約時期などの条件により改正前の税率が適用されます。

予約販売・通信販売・特定新聞・旅客運賃・電気料金・請負工事・資産の貸付・有料老人ホームなど

* これ以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、年金、医療、介護、少子化施策の社会保障4経費に充てられます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組み

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税です。消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように特別措置法において様々な施策を講じています。

消費税に関する転嫁・広告宣伝・消費税総額表示・便乗値上げなどについての相談や問い合わせは「専用ダイヤル」またはホームページの「ご相談フォーム」をご利用ください。

◆相談・問い合わせ先 消費税価格転嫁等総合相談センター
専用ダイヤル 0570-200-123
ホームページ <http://www.tenkasoudan.go.jp>

消費税法改正の内容に関しては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【税務署からのお知らせ】

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】高山税務署 総務課 ☎0577-32-1020

(電話は自動音声により案内していますので、「2」を選択してください。)

可燃ごみを減らすために

「始めよう生ごみダイエット！」

毎日の心がけが減量へとつながります！



白川村の家庭から排出されるごみ「一般廃棄物」のうち約6割強が可燃ごみです。年々減少傾向にありましたが、前年度はやや増加しました。日頃のちょっとした心がけがごみの減量へとつながります。皆様のご協力をよろしく申し上げます！

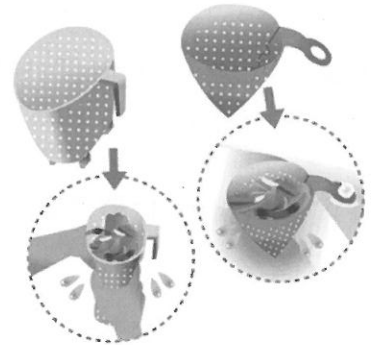
「生ごみダイエット」はまず家庭のキッチンから始めましょう！

◇生ごみの水を切る方法

- ・手でぎゅっとしぼる！
- ・市販の水切りグッズを使う！

☆良い水切り方法を知っている方はご近所の皆さんにも紹介してください！
生ごみの80%は水分です。水をしっかり切れば可燃ごみを減らすことができます。ぎゅっとしぼって生ごみを軽くしてください。

水分をしぼって大きな減量効果を得れば「ごみ出しもラク」に。
そして「有料ごみ袋の節約」にもつながります！



◇食べ物を大切にしましょう！

食材を大切にすることや料理を残さず食べることは、生ごみを出さない基本です。必ず生ごみの減量につながります！

たとえば野菜の芯や皮、魚のアラなどを活用すればもう一品作ることができエコでオトクです。食材をムダにしないメニューをぜひ皆さん考えてみてはいかがでしょうか？



●問い合わせ先 総務課 庶務・環境係 TEL6-1311

消防署だより

平成25年度 全国統一防火標語
『消すまでは 心の警報 ONのまま』



【防火訪問を実施】

12月上旬、秋の火災予防運動の一環として白川出張所職員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、火気の取り扱いや避難経路、体調管理などについて確認させていただきました。
冬本番を迎え、暖房器具を使用する機会が増えますが、火の取り扱いには十分注意しましょう。

【小学生が出張所を見学】

12月11日、白川小学校の2年生の皆さん16名が白川出張所で消防車や救急車、資機材などを見学し、消防の仕事について勉強しました。

実際に災害現場で使用する防火衣や空気呼吸器を身に着けたり、消防車から放水をするなど、消防の仕事を真剣に学習しました。

「ホースの長さは何センチ？」「消防車に乗れる人数は？」などと質問が飛び交い、児童の皆さんは興味津々の様子でした。

今後も子供たちが身近に感じる消防署を目指してまいります。



12月中の火災と救急 火災 0件 救急 14件 救助 0件

【消防水利付近の除雪にご協力をお願いします】

降雪の季節になりました。万一の災害に備えて、消火栓・防火水槽周辺の除雪について、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

